

大磯町監査公表第 12 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 5 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 玉虫 志保実

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査

2. 監査の対象部課等
教育委員会教育部生涯学習課

3. 監査の範囲及び事務
令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行された令和5年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間
令和5年10月13日から令和5年11月10日まで

5. 監査の方法及び監査項目
令和5年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。
なお、監査に際しては、監査対象課である生涯学習課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要
社会教育の振興、芸術文化の振興、生涯学習情報の収集及び提供、生涯学習館の管理及び運営、文化財保護行政、郷土資料の収集、保管及び展示、図書館・郷土資料館の管理及び運営に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果
令和5年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。